

「特定秘密保護法」の撤廃を求める意見書

昨年暮れの国会で可決・成立された「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」は、防衛に関する事項、外交に関する事項、外国の利益をはかる目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、テロ活動防止に関する事項などの分野について、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与える恐れがある」情報を、行政機関の長の判断で「特定秘密」として指定し、その「漏えい」と「取得行為」、さらにはその「未遂」「共謀」「教唆」「煽動」を処罰する（最高刑は懲役10年）というものです。

これは、「軍事」「安保」「外交」にかかわるあらゆることを国民の目から覆い隠し、調査・研究・取材・報道・言論の自由を奪おうとするものであり、日本国憲法で保障された基本的人権を著しく侵害するものです。

しかも、政府機関の長や警察本部長が、「特定秘密」を取り扱う職員の範囲を定め、業者との間でもその範囲を契約で決め、対象となる職員が情報を「漏らすおそれがあるかどうか」の「適性評価」を行うとしています。そのために、本人や家族、関係者への質問や、本人に関する資料の調査、公私の団体への照会などを行い、「適性」を判定するといえます。これは、思想の自由やプライバシーの権利を侵害し、国民監視の強化につながる恐れをはらんでいます。

戦前も我が国は、軍機保護法、国防保安法、治安維持法などによって、国民の目と耳、口がふさがれ、戦争への道へと突き進んだ痛苦の経験があります。このような歴史を二度と繰り返してはなりません。

国民の「知る権利」を奪い、報道・言論の自由を抑圧し、平和・自由・民主主義をおびやかす「特定秘密保護法」は、日本国憲法とは相容れず、直ちに撤廃するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月24日

鳴門市議会